

第 23 回石岡市農業委員会総会会議録

1 開催年月日 令和 8 年 5 月 11 日（月）

2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室

3 出席委員 1 番 水 谷 政 利 2 番 小 野 もと子 3 番 石 崎 吉 男
4 番 廣 瀬 栄 5 番 山 崎 美栄子 6 番 飯 村 伸 一
7 番 三 輪 正 8 番 高 橋 浩 9 番 萩 原 重 信
10 番 高 野 濟 13 番 本 図 孝 14 番 小 松 與 平

4 欠席委員 11 番 山 口 和 明 12 番 栗 原 茂

5 事務局 事務局長 荻 沼 宏 樹 課 長 大和田 誠
係 長 山 本 茂 輝

6 審議議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
議案第 3 号 非農地証明願の意見の決定について
議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 05 分

議長）只今より、第 23 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 12 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、7 番三輪委員、8 番高橋委員の 2 名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、水谷委員、高橋委員、本図委員、長推進委員、小松崎推進委員、2 班、石崎委員、飯村委員、萩原委員であることを報告いた

します。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号1番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約255アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、1番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約17アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

ます。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約200アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜及び薬草を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約303アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約124アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約238アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転

後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、栗及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番ないし16番は、譲受人が同一のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号10番ないし16番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約200アールを経営している農地所有適格法人です。申請地は、令和8年3月10日開催の総会において、農地法3条（賃借権設定）許可を得ておりますが、その後、譲渡人（賃貸人）から売買の意向が示されたことにより、今般、申請に及んだものです。なお、申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、じゃがいもを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番ないし16番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。10番ないし16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番ないし 16 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番ないし 16 番については、許可することに決定いたします。続いて、17 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 17 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 201 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、賃貸借権の設定後は、サツマイモを作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、17 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。17 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、17 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、17 番については、許可することに決定いたします。続いて、18 番ないし 20 番は、譲受人が同一のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 18 番ないし 20 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 201 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、サツマイモを作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、18 番ないし 20 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。18 番ないし 20 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、18 番ないし 20 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、18 番ないし 20 番については、許可することに決定いたします。続いて、21 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 21 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 212 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、栗を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、21 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋委員の報告が終わりました。審議願います。21 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、21 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、21 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号の 21 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、高速道路、集落で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、造園業を営んでおりますが、事業拡大により本申請地を資材置場に転用し、自身が役員を務める法人に貸し付けるべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10 ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は現在アパート住まいをされておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、雨水浸透枳を設置して敷地内処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）本図委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 3 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、家屋を購入いたしましたが、家屋、敷地への進入路が確保できないため、本申請地を転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 3 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照も十分にあり、太陽光発電施設の設置に適した本申請地を転用し事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番については、令和8年4月30日付けで、農地法第5条の規定による許可申請の取下願が提出され、取下げとなっています。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照条件が良好な本申請地に、太陽光発電施設を設置したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 本図委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号につきましては、取り下げのあった5番を除く、5件については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 3 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、長年耕作されなかったことに伴い、雑木が生え原野化し、48 年以上経過しており、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 3 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、資材置場として使用され、21 年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、2 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 2 件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。審議願います。議案第 4 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号から第4号についてですが、内容は議案書10ページから19ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第1号から報告第4号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第1号から報告第4号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第23回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時35分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和8年5月11日

議事録署名人

議 長

7 番

8 番